仕 様 書

1. 業務名称

札幌市教育文化会館小ホール舞台反射板塗装修繕業務

2. 対象施設

札幌市教育文化会館（中央区北1条西13丁目）

3. 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和6年 10 月18 日（金）まで

※現地での後片付け等の作業は令和6年9月 27 日（金）まで可とするが、同 10 月1日（火）からは利用可能な状態とするため、VOC 測定の速報結果において、全ての測定値が基準値以内であることを前日までに確認すること。

4. 業務概要

教育文化会館小ホールにおいて、舞台反射板（正面）に発生したクラックの塗装及び舞台反射板（側面）の一部合板の修繕を実施する。

5. 数量及び仕様等

1）正面反射板

- 下地処理（クラック処理　カチオン注入）　1式
- 下塗　水性エポキシ樹脂プライマー　166 ㎡
- 仕上　水性反応硬化形エマルジョン（2回塗）　166 ㎡

2）側面反射板

- 小口一部合板張替（ラワンベニヤ 9mm　1枚）　1式
- 同上塗装用クロス補修（既存近似色）　1式

3）空気環境測定　施工後1日　1回

4）仮設工事

ローリング足場　2段	1台
ローリング足場　3段	1台
ローリング足場　4段	1台
下部ベニヤ養生（20 枚程度）	1式
ブルーシート	1式

資材運搬費（4t往復）　　　　　　　　　　　　　　　1式

搬入

1）　搬入は指定の搬入口から行い、建築物、壁、窓、ドア、床等に損傷を与えないよう注意すること。必要に応じ搬入経路の養生を行うこと。

6. 一般要領

（1）　本業務を実施する際には、事前に工程等について委託者及び施設運営者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設業務に支障のないよう円滑な進行を計ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。

（2）　業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように充分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに委託者及び施設運営者に報告すると共に、委託者の指示に従い、業務受託者の責任において一切を処理すること。

（3）　本業務による作業時間は、原則として委託者及び施設運営者と打合せのうえ、決定する。

（4）　本業務に必要な工具や消耗品等は、原則として業務受託者の負担とする。

（5）　業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。また、発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し処理すること。

（6）　本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。

7. 特記事項

（1）　業務完了時には業務完了報告書の中に自主検査報告書を添付すること。

（2）　更新実施前に寸法、形状、方法、素材及び色彩等について委託者の承認を得ること。

（3）　搬入時及び搬入後に備品及び建築物を破損しないように養生を施すこと。搬入時における損傷（建物への損傷を含む）は受注者の負担により補修すること。

（4）　更新の際に発生した梱包材等のゴミは、受注者が持ち帰ること。

（5）　使用材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。なお、上記シックハウス対策指針に示す、6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）が含まれる材料を使用する場合は、VOC測定を実施すること。

（6）　本仕様書に記載なき事項についても、本件調達に付帯的に行う必要がある場合は、委託者と協議のうえ実施するものとする。

8. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
(1)業務着手時			
工程表	1	着手後速やかに	
(2)業務完了時			
業務完了届	1	完了と同時	
業務完了報告書	2	〃	写真、検査記録、保証書等
業務完了報告書(電子納品)	2	〃	電子納品は CD—R 等で納品すること

提出書類はすべてA4サイズとする

9. 保証期間

保証期間は修繕後1年間を無償保証とし、受注者の製作に起因する障害が生じた場合、または納入過程の作業に起因する障害の修理に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、明らかに利用者側の原因と判断されるものに関してはこの限りではない。

10. 写真撮影要領

作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

11. その他

本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し遺漏のないようにすること。

12. 担当課

札幌市市民文化局文化部文化振興課(担当:小島、中山)

電話:011-211-2261

住所:札幌市中央区北1条西2丁目　札幌時計台ビル 10 階

メールアドレス:bunka@city.sapporo.jp